

3. 届出が必要な場合

住所や口座、加入している健康保険などが変更となった場合には、忘れずに変更の届出を行ってください。

また、転出する方は、資格喪失の届出と受給資格証の返還をお願いします。

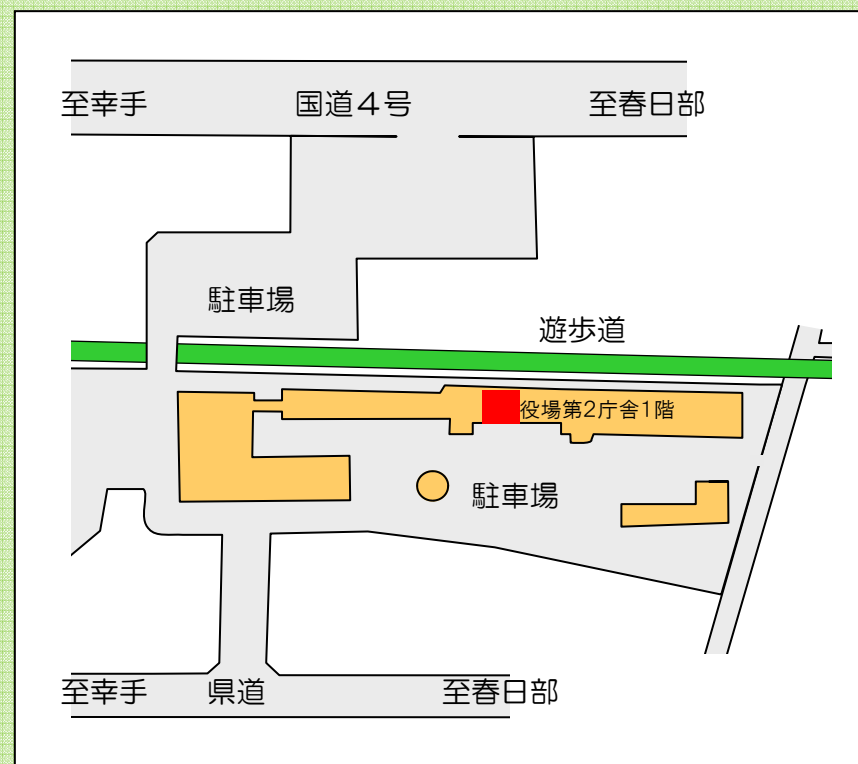
※届出が遅れたことで医療費が多く支払われた場合、返還していただくことになります。

● 限度額適用認定証について（お願い） ●

医療費が、1つの医療機関でひと月に21,000円以上になった場合（医科と歯科、入院と通院は別々に計算します）、医療機関窓口で医療費の支払いが必要となります。マイナ保険証の「限度額情報の表示」に同意するか、加入している健康保険組合等で発行された「限度額適用認定証」を病院の窓口提示すると、窓口で支払う医療費を所得に応じた限度額までに済ませることができます。

21,000円以上の医療費は、こども医療費の請求後、健康保険組合等に確認する必要があることから、支給までに数か月かかることがあります。

● 庁舎案内図 ●



● お問い合わせ・申請先 ●

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 子育て支援課

電話0480-33-1111 内線265・279

杉戸町 こども医療費支給制度 のご案内

制度を利用するには申請が必要です。



令和7年4月～

こども医療費について

こども医療費支給制度は、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるようにするため、保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）を杉戸町が支給する制度です。（所得制限はありません。）

なお、申請にはお子さんの健康保険情報（記号・番号、健康保険の資格取得日、お子さんの氏名、加入している健康保険名等がわかるもの）、振込先口座等が必要です。

1. 制度の概要

【支給の対象】

区 分	対象年齢
通 院	18歳を迎える年度末まで
入 院	

【支給の内容】

保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）

● 注意点 ●

- 入院時の食事代や、健康保険法で定められた医療費以外の費用は対象外です。
例) 出産費用・紙おむつ代・自費の健診・予防注射・薬瓶・文書作成料・入院時差額ベッド代・往診時の車代 等
- 医療費は各健康保険組合等から支給される高額療養費、家族附加給付金、公費を差し引いて支給します。

2. 支給の方法

【埼玉県内医療機関の場合】

現物給付

※柔道整復師等は除く

医療機関の窓口で、健康保険の利用登録されたマイナナンバーカード等と一緒に受給資格証を提示することで医療費の支払いは不要になります。

※すべての医療機関が対象ではありません。事前に医療機関にご確認ください。

● 注意点 ●

- ひと月に、1つの医療機関で21,000円を超える医療費になった場合、現物給付の対象外となります。（医科と歯科、入院と通院は別々に計算します。）
医療機関の窓口で医療費の支払い後、支払の翌月以降に子育て支援課に領収書等を提出してください。
- 入院時の食事代や差額ベッド代等の制度対象外の費用は窓口払いが必要です。
- 通常診療時間外の診療や受給資格証を窓口提示できない場合などでは支払いを求められることがあります。
- 現金等でお支払いをした場合は同月内に医療機関で領収書と受給資格証を提示して精算するか、受診の翌月以降に役場にて領収書による支給申請を行ってください。
- 保育園や幼稚園、学校で怪我したときに利用可能な日本スポーツ振興センターの災害共済給付の請求をされる場合は、窓口で医療費をお支払いください。
- 入院等医療費が高額になりそうときは、マイナ保険証の「限度額情報の表示」に同意するか、健康保険組合で発行する「限度額適用認定証（ご加入の健康保険で取得）」を医療機関の窓口にご提示してください。

【その他の場合】

償還払い

県外の医療機関や柔道整復の療養など、受給資格証は利用できません。医療機関窓口で保険診療一部負担金を支払った後、医療費の領収書を「診療月・医療機関※・入通院別、医科歯科別」に分け、それぞれに申請書を作成し役場に提出してください。翌月末に登録されている口座に振込みます。

ただし 21,000円を超える金額の場合は高額療養費等の確認をとりますので振込みが遅れます。

※総合病院の医科と歯科は別々に申請してください。

※入院と通院も別々に申請してください。

● 注意点 ●

- お子さんのお名前と医療点数等が記載された領収書を添付のうえ申請してください。
- ひと月に、1つの医療機関で21,000円を超える医療費の場合、ご加入の健康保険組合等により、高額療養費等の申請手続きが必要となる場合があります。また、健康保険情報の確認と、同意書等必要な書類の記入・提出をお願いすることがあります。各健康保険組合から、高額療養費や家族附加給付金等が支給されている場合は、支給されていることがわかる書類も医療費の申請時にお持ちください。
- 医療費の申請は、診療月の翌月からの受付となります。
- 医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いいたします。
- 申請書は役場のほか、役場ホームページから入手できます。



医療費の申請は、
受診月の翌月からの
受付になります。